

但會社員の災害の場合には船夫より見舞をなすものとす

四、年二回金員貸與の件

1、正月の準備金として金參拾圓を貸與せられたし

2、盆の準備金として金貳拾圓を貸與せられたし

但萬一負債者死亡の場合には全貯船夫を以て負擔す

五、港内貯船を増加せざること

右及歎願候也

昭和九年一月十六日

自念組門司若松港内貯船夫一同

自念組合資會社々長 自念春次郎殿

七、解決條件

二月十九日次の條件にて無事解決す

第一項 修繕期間十二日以上に亘る場合は一日八十錢を支給す

第二項 勤務年限一ヶ年に付金參拾圓を支給す但毎月一圓を積

立つこと

第三項 1、(公傷) 毎月貯船夫及事業主より各十錢積立支給

す

2、(私傷病) 其の状況により貸與す

3、葬祭料金拾圓以上支給す

第四項 1、(正月) 二拾圓貸與す

2、(盆) 拾五圓貸與す

第五項 拒絶